

参考資料

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱（平成20年告示第69号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 不妊去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは子宮又は雄猫の精巣を摘出する処置をいう。</p> <p>(2) 地域猫愛護員 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、動物の愛護を目的として、市内に生息する飼い主のいない猫に対し、<u>不妊去勢手術を実施する者として、本市に登録したものをいう。</u></p> <p>(3) <u>耳カット 獣医師により、不妊去勢手術が既に実施されていることを確認し、実施されていることが識別できるように耳の一部を切除する処置をいう。</u></p> <p>（助成対象事業）</p> <p><b>第4条</b> 助成金の対象となる事業は、助成対象者が実施する不妊去勢手術とする。<u>この場合において、既に不妊去勢手術が実施されており、耳カットのみを行った場合も、助成金の対象とする。</u></p> <p>（助成金の額及び上限）</p> <p><b>第6条</b> 助成金の額は、実際に次の各号に掲げる手術に要した費用に相当する額とし、1の手術につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 雌猫の手術（<u>第3号に該当する場合を除く。</u>） 29,700円</p> <p>(2) 雄猫の手術（<u>第3号に該当する場合を除く。</u>） 18,700円</p> <p>(3) <u>耳カットのみ 6,600円</u></p> <p>2 省 略</p> <p>（助成金の交付申請）</p> <p><b>第7条</b> 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付申請書（別記第2号様式）により行うものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 不妊去勢手術 獣医師による雌猫の卵巣若しくは子宮又は雄猫の精巣を摘出する処置をいう。</p> <p>(2) 地域猫愛護員 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、動物の愛護を目的として、市内に生息する飼い主のいない猫に対し、<u>避妊去勢手術を実施する者として、本市に登録したものをいう。</u></p> <p>（助成対象事業）</p> <p><b>第4条</b> 助成金の対象となる事業は、助成対象者が実施する不妊去勢手術とする。</p> <p>（助成金の額及び上限）</p> <p><b>第6条</b> 助成金の額は、実際に手術に要した費用に相当する額とし、1の手術につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 雌猫の手術 29,700円</p> <p>(2) 雄猫の手術 18,700円</p> <p>（助成金の交付申請）</p> <p><b>第7条</b> 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付申請書（別記第2号様式）により行うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(代理受領)</p> <p><b>第7条の2</b> 規則第4条の規定による交付の決定を受けた者(以下「<u>交付決定者</u>」という。)は、当該決定に係る助成金の支給については、協力獣医師に代理受領させることができる。</p> <p><u>2 前項の規定による代理受領をさせる場合には、交付決定者は、その委任状を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(不妊去勢手術の実施の方法)</p> <p><b>第9条</b> 前条の規定による通知を受けた者は、市長の指定する協力獣医師(以下「<u>協力獣医師</u>」という。)に通知書を提示の上、当該協力獣医師による<u>不妊去勢手術を受けなければならない。</u></p> <p>(請求)</p> <p><b>第12条</b> 規則第15条の規定による請求は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第7条の2の規定により協力獣医師に代理受領させる場合の請求は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(代理受領)(別記第7号様式)により行うものとする。</u></p>	<p><u>2 前項の申請は、不妊去勢手術を実施しようとする猫について、市長の指定する協力獣医師(以下「<u>協力獣医師</u>」という。)による当該手術の実施が可能であることの検診を受けた後でなければすることができない。</u></p> <p>(代理受領)</p> <p><b>第7条の2</b> 規則第4条の規定による交付の決定を受けた者は、当該決定に係る助成金の支給については、協力獣医師に代理受領させることができる。</p> <p>(不妊去勢手術の実施の方法)</p> <p><b>第9条</b> 不妊去勢手術は、第7条第2項に規定する検診を受けた協力獣医師のもとで、<u>通知書を提示の上、受けなければならない。</u></p> <p>(請求)</p> <p><b>第12条</b> 規則第15条の規定による請求は、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(別記第6号様式)により行うものとする。</p>
<p>別 記</p> <p>第1号様式(第5条)</p> <p>浦安市地域猫愛護員登録書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p>住 所 <u>氏 名</u> 電話番号</p>	<p>別 記</p> <p>第1号様式(第5条)</p> <p>浦安市地域猫愛護員登録書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長</u> 様</p> <p>届出者 住 所 <u>氏 名</u> 電話番号</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 号様式 (第 7 条)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 浦安市長</p> <p>住 所 氏 名 電話番号</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>1 対象となる猫</p> <p>(1) 主な生息場所</p> <p>(2) 性別</p> <p>(3) 毛色</p> <p>(4) 体格</p> <p>(5) その他の特徴</p> <p>2 申請金額</p> <p>円</p> <p>3 協力獣医師による当該助成金の請求及び代理受領</p> <p>希望する ・ 希望しない</p>	<p>第2号様式(第7条第1項)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>浦安市長 様</p> <p>住 所 申請者 氏 名 電話番号</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p> <p>1 対象となる猫</p> <p>(1) 主な生息場所</p> <p>(2) 性別</p> <p>(3) 毛色</p> <p>(4) 体格</p> <p>(5) その他の特徴</p> <p>2 申請金額</p> <p>3 協力獣医師による代理受領</p> <p>希望する・希望しない</p> <p>* 手術の実施の可否</p> <div data-bbox="1144 1195 2060 1377" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(獣医師証明欄)</p></div>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第4号様式 (第10条)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金実績報告書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p>住 所 <u>氏 名</u> 電話番号</p>	<p>第4号様式 (第10条)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金実績報告書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長 様</u></p> <p>住 所 <u>申請者 氏 名</u> 電話番号</p>
<p>第6号様式 (第12条第1項)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>(宛先) 浦安市長</u></p> <p>住 所 <u>氏 名</u> <u>電話番号</u></p> <p>省 略</p>	<p>第6号様式 (第12条)</p> <p>浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書</p> <p>年 月 日</p> <p><u>浦安市長 様</u></p> <p>住 所 <u>申請者 氏名</u> <u>電話</u></p> <p>同 左</p>

改 正 後

改 正 前

第 7 号様式 (第12条第 2 項)

浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書 (代理受領)

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所

獣医師氏名

㊞

法人にあっては、所在地、名称及び代

表者氏名

年 月 日から 年 月 日までの間に額の確定のあった浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金のうち、浦安市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付要綱第 7 条の 2 の規定により代理受領するものについて、次のとおり請求します。

請 求 額				
振 込 先	金融機関名		支店名	
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

附 則

この告示は、公示の日から施行する。